

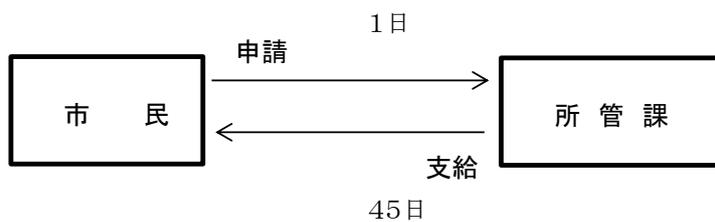
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 121

処 分 名	住宅改修費の支給	
処 分 の 概 要	申請に基づき、居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費を支給する。	
根 拠 法 令 名	介護保険法(平成9年第123号)	
条 項	第45条第1項, 57条第1項	
所 管 課	介護保険課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	45日	
標 準 処 理 期 間	計	45日
審 査 基 準	<p>介護保険法施行規則第74条第1項、第93条第1項及び、松山市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給要綱第6条を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 介護保険法</p> <p>第45条第1項 市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修(以下「住宅改修」という。)を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。 第2項 居宅介護住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>第57条第1項 市町村は、居宅要支援被保険者が、住宅改修を行ったときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防住宅改修費を支給する。 第2項 介護予防住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>介護保険法施行規則</p> <p>第74条第1項 居宅介護住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要介護被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。</p> <p>第93条第1項 介護予防住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要支援被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要支援被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。</p> <p>松山市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給要綱 (審査) 第6条 市長は、前条の申請に基づき受給資格の確認を行い、実施された工事等の内容を現地の状況調査を行う等保険給付対象であることの確認及び保険給付実績の給付上限を超えていないことを審査するものとする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。